

**利根町**  
**子ども・子育て支援事業計画**

**平成 29 年度修正版（中間年の見直し）**

**平成 27 年 3 月**  
**茨城県利根町**



第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の背景	3
2.	計画の位置づけ	4
3.	計画の期間	4
第2章	子育てを取り巻く状況	5
1.	人口と世帯等の状況	7
2.	教育・保育の状況	13
3.	ニーズ調査結果の概要	17
第3章	計画の基本的な考え方	23
1.	基本方針	25
2.	基本的な視点	26
3.	基本目標	28
4.	施策の体系	30
5.	子ども・子育て支援新制度への対応	31
第4章	見込み量と確保策	33
1.	教育・保育の見込み量と確保策	35
2.	地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保策	38
3.	地域の教育・保育サービスの充実に向けて	44
第5章	関連施策の展開	45
基本目標1	地域における子育て支援の充実	47
基本目標2	親と子の健康の確保と増進	49
基本目標3	子どもの成長に資する教育環境の整備	51
基本目標4	安全な子育て環境の整備	54
基本目標5	仕事と生活の調和の促進	56
基本目標6	要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	57
第6章	計画の推進	61
1.	推進体制の充実	63
2.	計画の点検・評価に向けて	64



## 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務づけており、町でも平成17年3月に「利根町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成21年度までの前期計画期間、平成26年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生き育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していることなどを背景とし、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、町においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「利根町次世代育成支援行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、町の子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組みの成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「利根町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「利根町次世代育成支援行動計画」を継承するものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や会議などによる町民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「利根町総合振興計画 4期基本計画」(平成 25 年度～平成 29 年度)を始めとする関連計画と整合性を図り策定しています。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度として、平成 31 年度までの 5 年間で計画期間とします。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
			地域福祉計画 (H25～H27 年度)						
次世代育成支援行動計画 後期行動計画 (H22～H26 年度)									
					子ども・子育て支援事業計画 (H27～H31 年度)				
					障害福祉計画 (H27～H29 年度)				



## 第2章 子育てを取り巻く状況



## 第2章 子育てを取り巻く状況

### 1. 人口と世帯等の状況

#### (1) 人口・世帯の状況

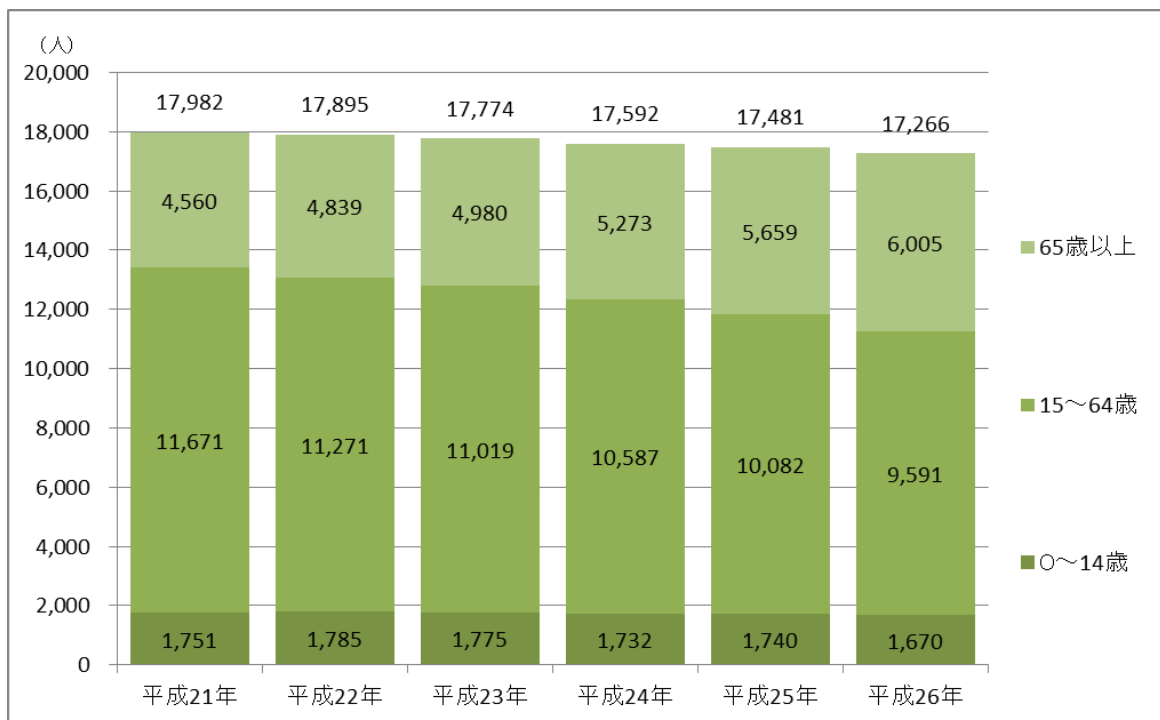
##### ①人口の推移

町の総人口は減少傾向が続いており、平成26年4月1日現在の人口は17,266人となっています。

年齢区分別でみると、就学前、小学生、中学生の対象年齢に当たる「0～14歳」人口は1,670人、総人口に占める割合は9.7%となっています。

「0～14歳」と「15～64歳」は年々減少しており、「65歳以上」の高齢者人口が顕著に増加しています。

年齢3区分別人口の推移



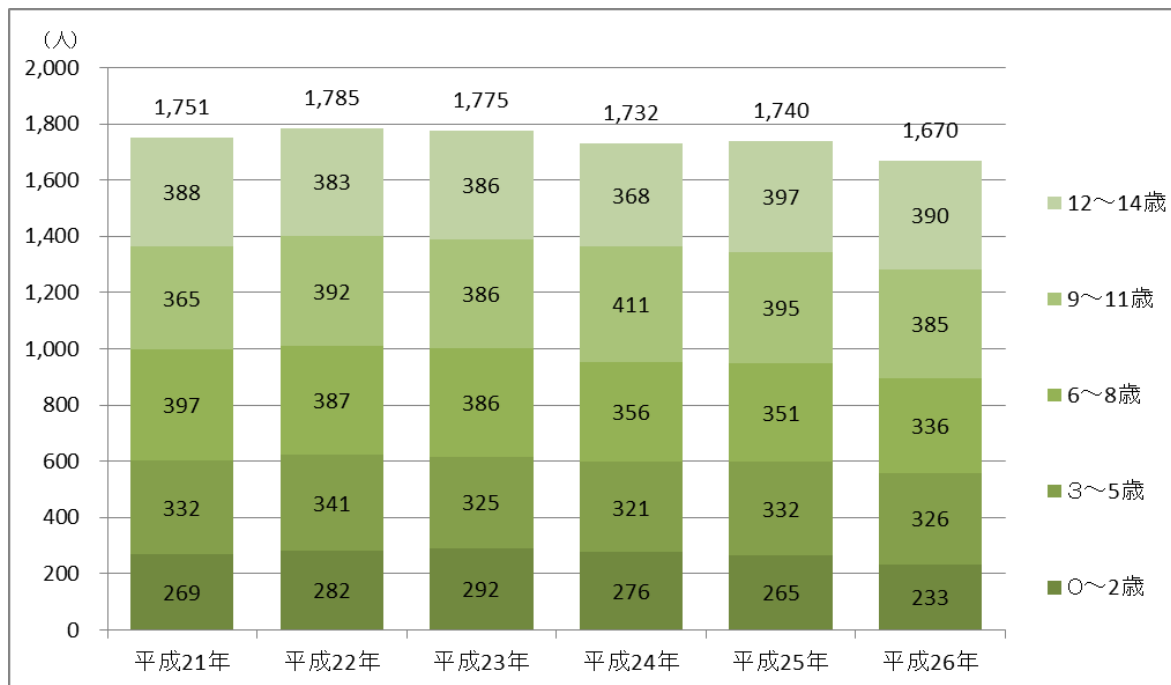
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～14 歳 (人)	1,751	1,785	1,775	1,732	1,740	1,670
構成比 (%)	9.7	10.0	10.0	9.8	10.0	9.7
15～64 歳 (人)	11,671	11,271	11,019	10,587	10,082	9,591
構成比 (%)	64.9	63.0	62.0	60.2	57.7	55.5
65 歳 以上 (人)	4,560	4,839	4,980	5,273	5,659	6,005
構成比 (%)	25.4	27.0	28.0	30.0	32.4	34.8
総人口	17,982	17,895	17,774	17,592	17,481	17,266

(注) 構成比 (%) は総人口に占める割合  
資料: 「住民基本台帳」各年4月1日現在

②年少人口の推移

年少人口（「0～14歳」人口）の推移をみると、平成23年まではほぼ横ばいで推移していましたが、平成24年以降は全体として減少傾向に転じています。

年少人口（「0～14歳」人口）の推移



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

年少人口（「0～14歳」人口）推計値

（単位：人）

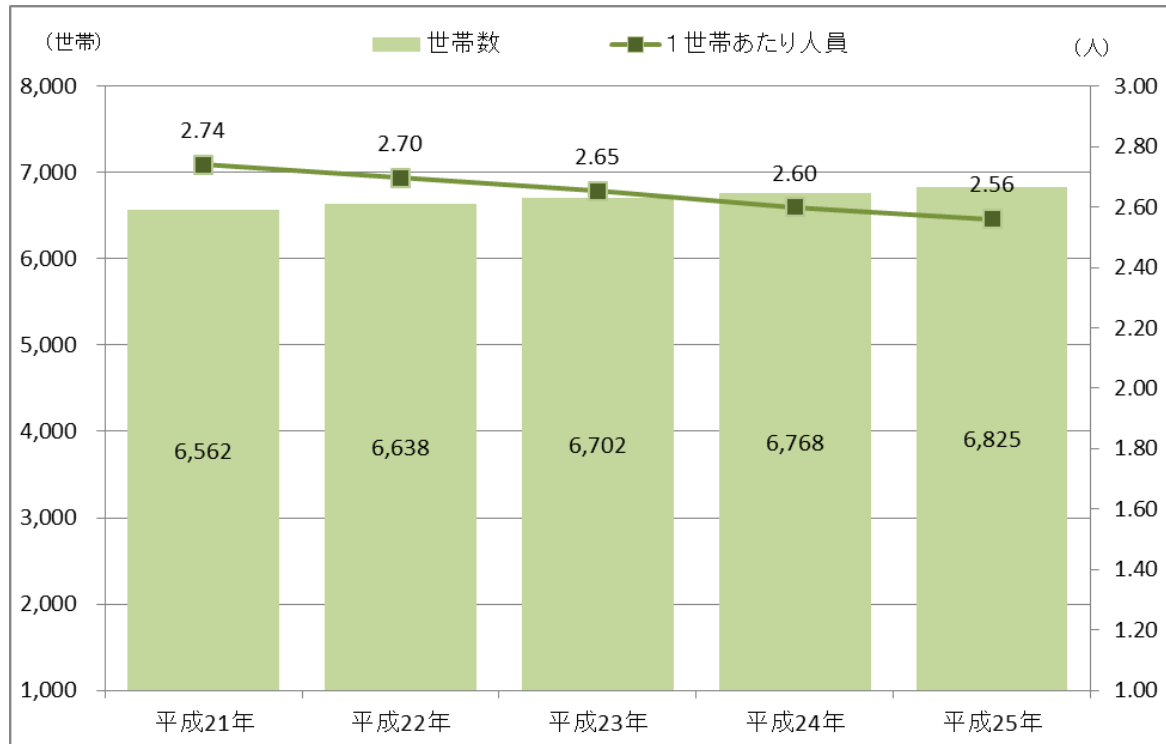
総数	平成27年 実績	平成28年 実績	平成29年 実績	平成30年 推計	平成31年 推計
0歳	53	59	41	40	39
1歳	66	59	59	41	40
2歳	88	67	62	59	41
3歳	75	97	66	62	59
4歳	104	77	96	66	62
5歳	107	103	77	96	66
<b>0-5歳</b>	<b>493</b>	<b>462</b>	<b>401</b>	<b>364</b>	<b>307</b>
6歳	114	113	104	77	96
7歳	112	116	113	104	77
8歳	112	114	117	113	104
9歳	115	113	110	117	113
10歳	123	116	114	110	117
11歳	116	120	116	114	110
<b>6-11歳</b>	<b>692</b>	<b>692</b>	<b>674</b>	<b>635</b>	<b>617</b>
<b>計</b>	<b>1,185</b>	<b>1,154</b>	<b>1,075</b>	<b>999</b>	<b>924</b>

各年4月1日現在

③世帯数の推移

総人口の減少に反して、世帯数は微増傾向が続いており、平成25年は6,825世帯となっています。1世帯あたりの人員は平成21年の2.74人から平成25年には2.56人と減少が続いています。

世帯数と世帯あたり人数の推移



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

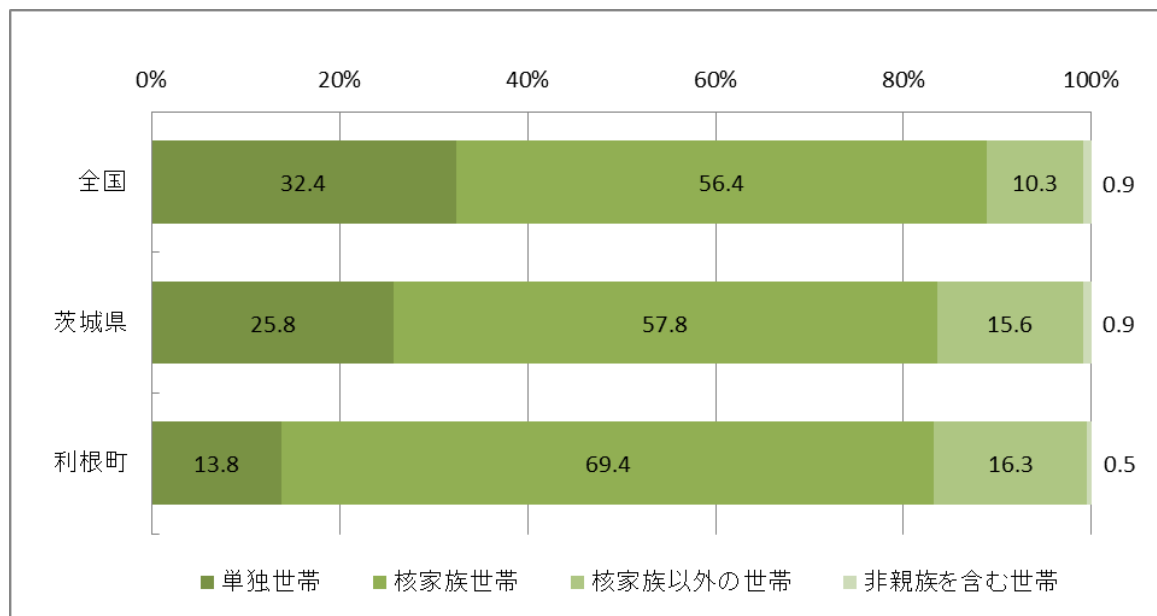
④児童のいる世帯の状況

平成22年の国勢調査によると、町の一般世帯数は6,126世帯で、そのうち「親族のみの世帯」が5,248世帯(85.7%)、「単独世帯」が848世帯(13.8%)という構成になっています。

また、親族世帯のうち「核家族世帯」は4,252世帯(69.4%)となり、最も多くを占めています。

核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」の世帯は46.4%を占めています。また、母子世帯は438世帯、父子世帯は110世帯となっています。

一般世帯数の構成比



(注) 構成比 (%) は一般世帯数に占める割合  
資料：平成22年国勢調査

核家族世帯の状況

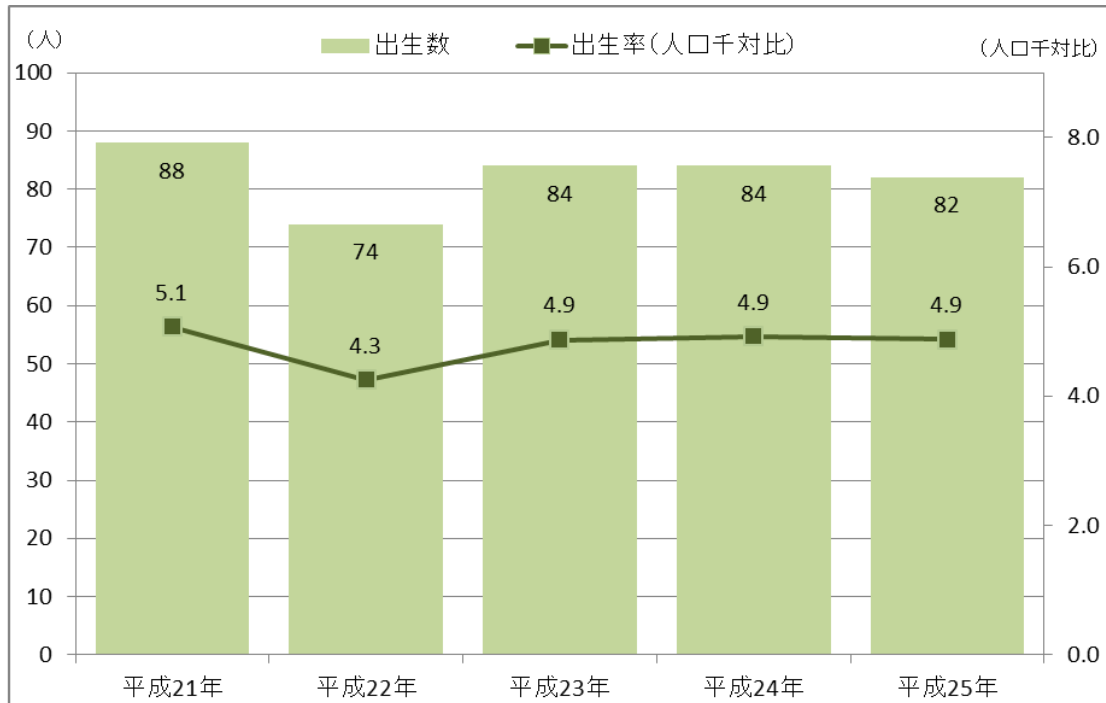
	核家族世帯	核家族世帯内訳			
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども
全国	29,206,899	10,244,230	14,439,724	664,416	3,858,529
構成比%	100.0%	20.1%	28.3%	1.3%	7.6%
茨城県	627,574	211,615	319,369	15,866	80,724
構成比%	100.0%	33.7%	50.9%	2.5%	12.9%
利根町	4,252	1,730	1,974	110	438
構成比%	100.0%	40.7%	46.4%	2.6%	10.3%

(注) 構成比 (%) は核家族世帯数に占める割合  
資料：平成22年国勢調査

## (2) 出生数の状況

町の出生数は毎年80人前後で推移してきました。出生率（人口1,000人に対する出生者の割合）は平成25年で4.9となっています。

出生数の推移



合計特殊出生率の推移

	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年
利根町	0.98	0.92	1.01

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全国	1.37	1.39	1.39	1.41
茨城県	1.37	1.44	1.39	1.41

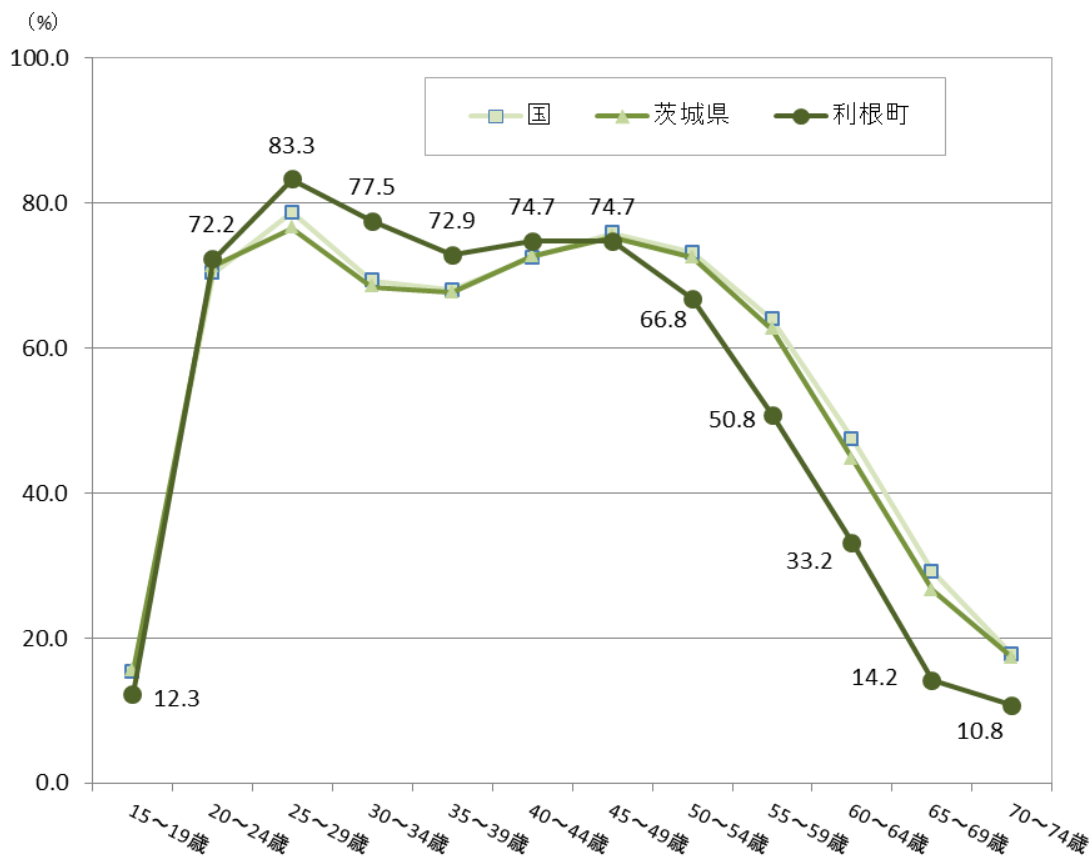
資料：国 人口動態統計（各年1月1日）（厚生労働省）

茨城県数値は「平成23年茨城県保健統計年報」（平成25年6月）

### (3) 就業の状況

子育てと仕事との両立に関連して、女性の年齢階級別労働力率をみると、「25～29歳」の労働力率は83.3%ですが、30歳代で72%程度まで低下し、40歳代でも75%程度とあまり上昇していません。一方、30代の労働力率は茨城県や国の値よりも高くなっています。

女性の年齢階級別労働力率



資料：平成22年国勢調査より 労働力状態不詳を含まず算出



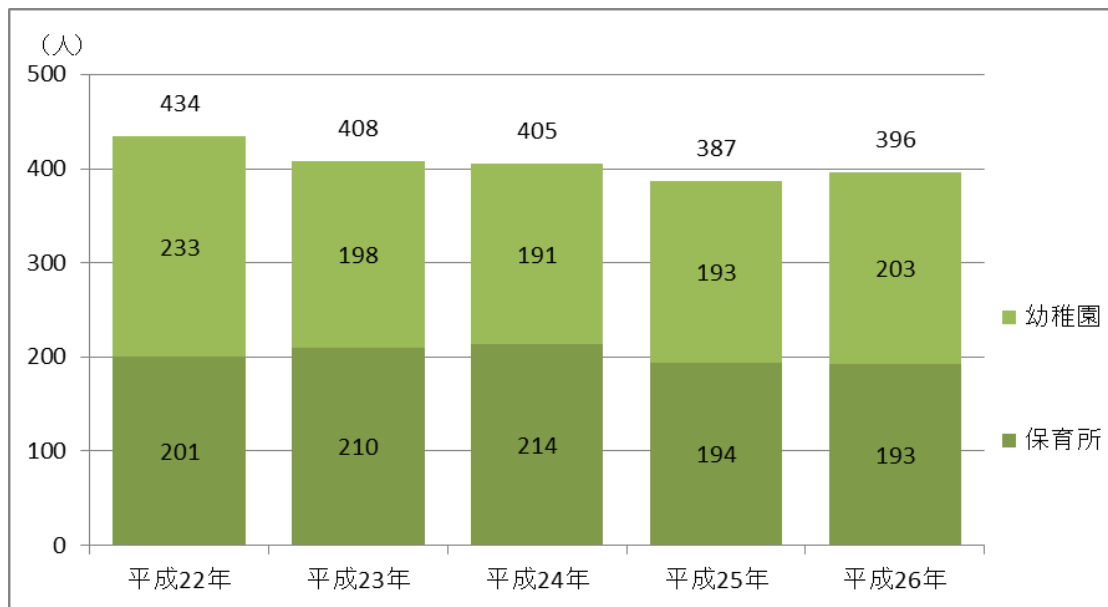
## 2. 教育・保育の状況

### (1) 就学前の教育・保育の利用状況

町内には私立の保育所が3園あります。また、幼稚園2園が平成25年から認定こども園となり、私立の認定こども園2園が運営されています。

平成26年現在、保育所利用者数は193人、幼稚園利用者数は203人となっています。対象年齢人口に占める利用率で見ると、保育所は34.5%、幼稚園は62.3%となっています。

保育所・幼稚園の利用者数の推移



保育所は各年4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

保育所・幼稚園利用率の推移

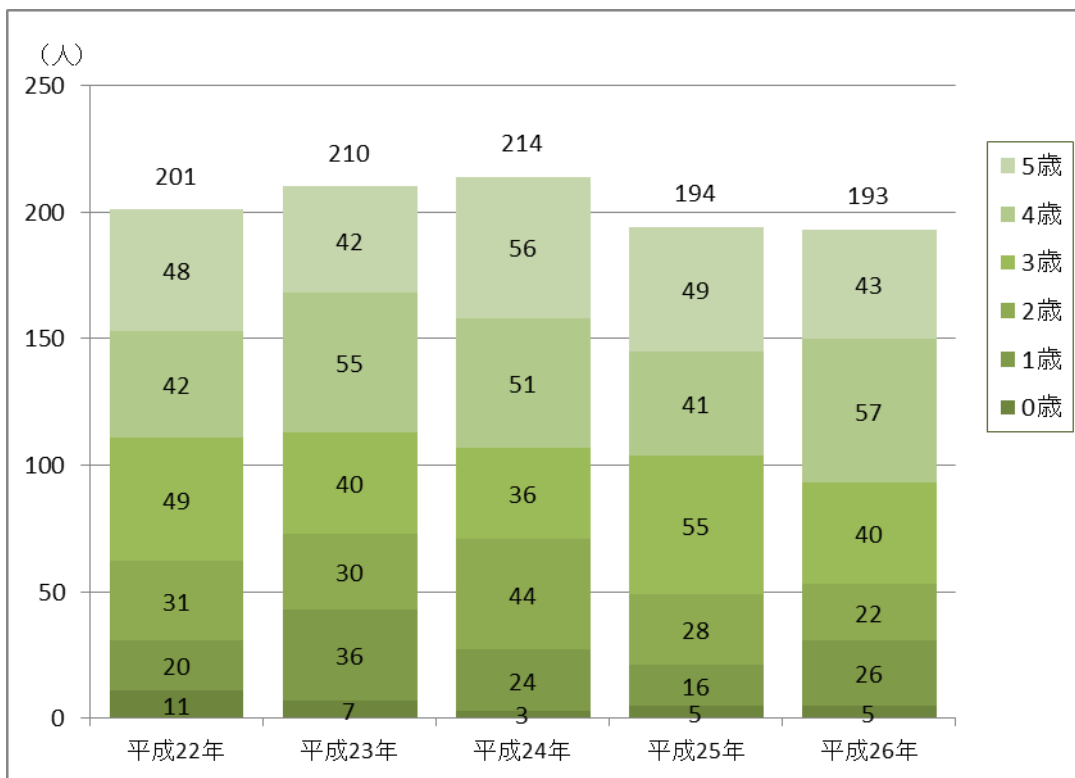
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
保育所	0~5歳人口	623	617	597	597	559
	利用者(人)	201	210	214	194	193
	利用率(%)	32.3	34.0	35.8	32.5	34.5
幼稚園	3~5歳人口	341	325	321	332	326
	利用者(人)	233	198	191	193	203
	利用率(%)	68.3	60.9	59.5	58.1	62.3

保育所は各年4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

①保育所利用状況

町内の保育所3園の定員総数は210人です。保育所全体の利用者数は、平成26年193人、定員充足率は91.9%となっています。

保育所利用者数の推移

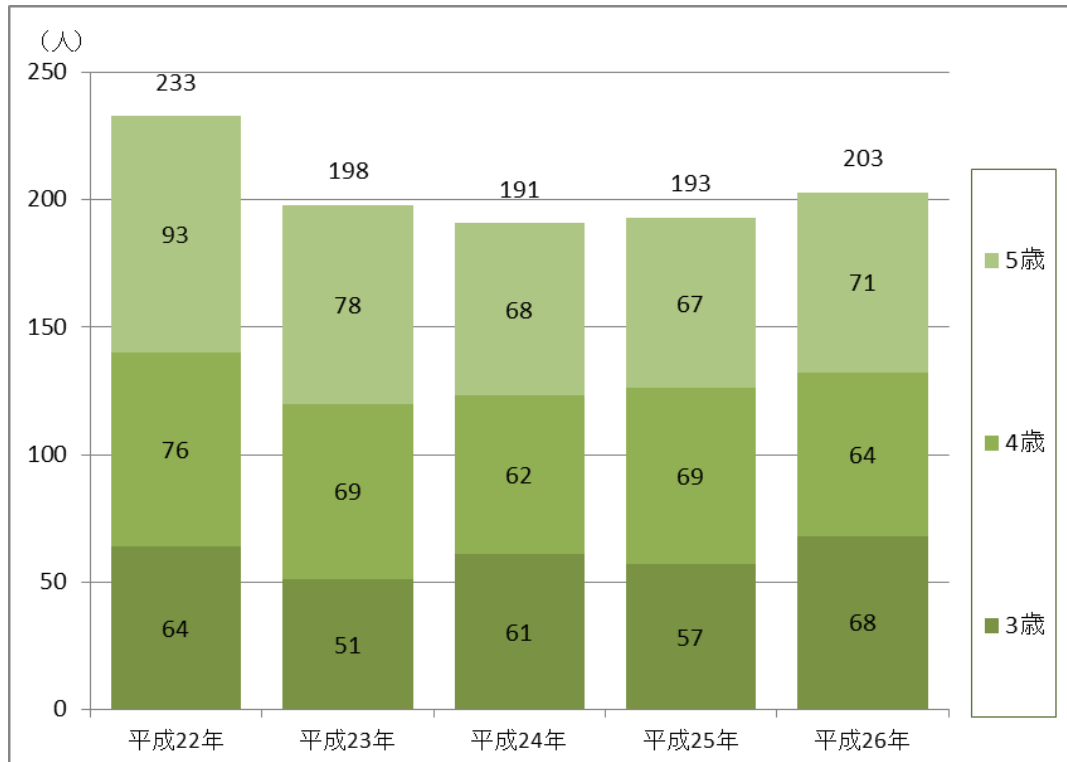


各年4月1日現在

② 幼稚園利用状況

町内の幼稚園（認定こども園）2園の定員総数は320人です。幼稚園全体の利用者数は、平成26年は203人、定員充足率は63.4%となっています。

幼稚園（認定こども園）利用者数の推移



各年5月1日現在

③ 認可外施設の利用状況

町内には認可外の保育施設として事業所内保育所が1か所あり、平成26年5月1日現在、22人が利用しています。

認可外施設利用者数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	1	2	1	2
1歳	1	3	6	1
2歳	1	3	3	6
3歳	0	3	4	5
4歳	0	3	3	5
5歳	0	2	4	3
計	3	16	21	22

各年5月1日現在（平成23年は10月1日現在）利用登録者数

(2) 児童・生徒数

町内には小学校が3校、中学校が1校あります。平成26年5月1日現在、小学校児童は708人、中学校生徒は364人となっています。

児童・生徒数の推移

		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
小学校	学校数	3	3	3	3	3	3
	学級数	30	30	30	30	30	30
	在籍児童数	748	758	754	742	723	708
中学校	学校数	1	1	1	1	1	1
	学級数	13	14	13	12	13	13
	在籍生徒数	371	366	364	340	363	364

各年5月1日現在

### 3. ニーズ調査結果の概要

計画策定に先立って実施した「利根町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」）の結果を紹介します。

#### (1) 調査の概要

調査地域・・・利根町全域

調査対象・・・①就学前児童調査：町内在住の就学前児童の保護者

②小学生調査：町内在住の小学校1年生から小学校6年生までの児童の保護者

調査方法・・・郵送配付－郵送回収

調査期間・・・平成26年2月3日（月）～平成26年2月24日（月）

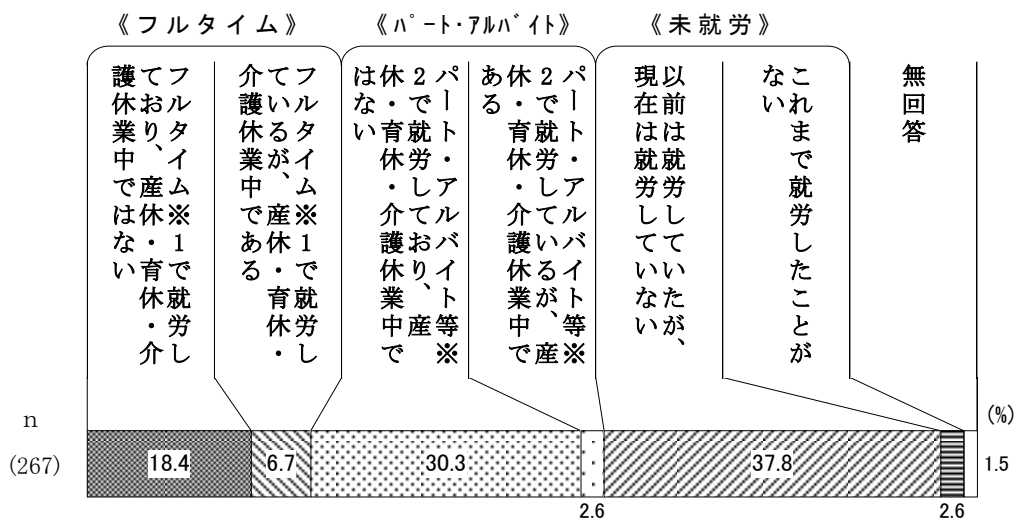
回収結果・・・下記の通り

調査名	配付数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	646件	267件	41.3%
2. 小学生調査	747件	276件	36.9%
合計	1,393件	543件	39.0%

#### (2) 保護者の就労状況（就学前児童）

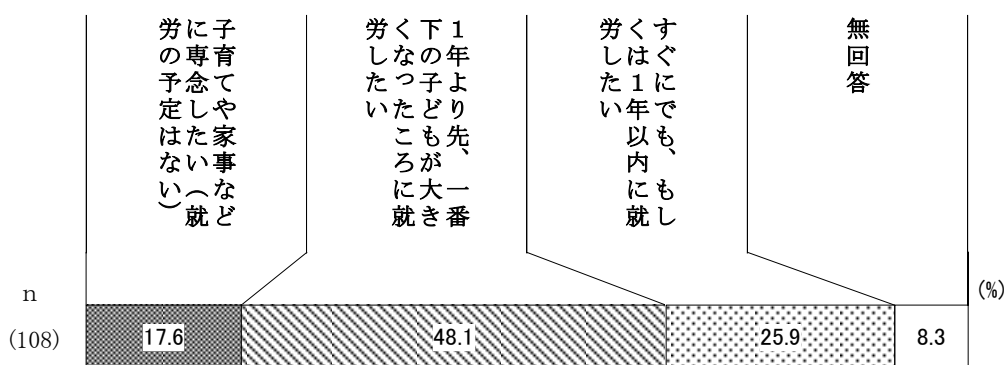
母親の就労状況は、フルタイムが25.1%、パートタイム等が32.9%となり、就労者が約6割を占めています。また、未就労は40.4%となっていますが、この内の25.9%が1年以内の就労意向を示しています。

##### ◆母親の就労状況



※1：1週5日程度・1日8時間程度の就労／※2：フルタイム以外の就労

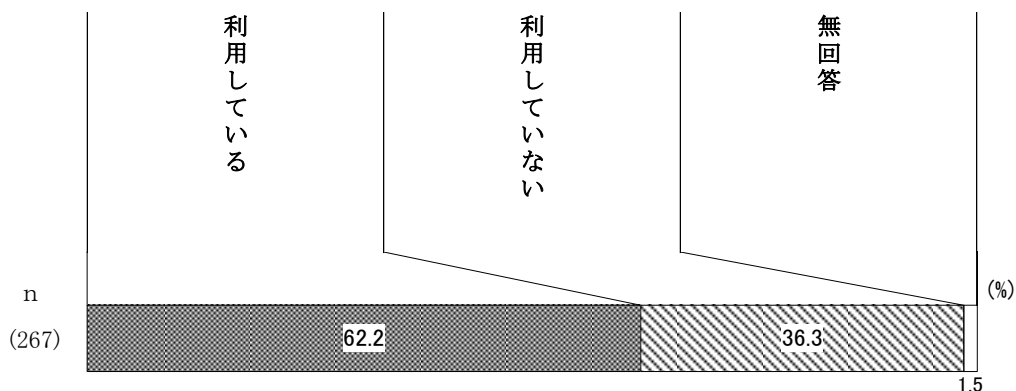
◆就労希望（現在未就労者）



(3) 教育・保育の利用状況（就学前児童）

幼稚園・保育所などを平日定期的に「利用している」は62.2%、「利用していない」は36.3%となっています。

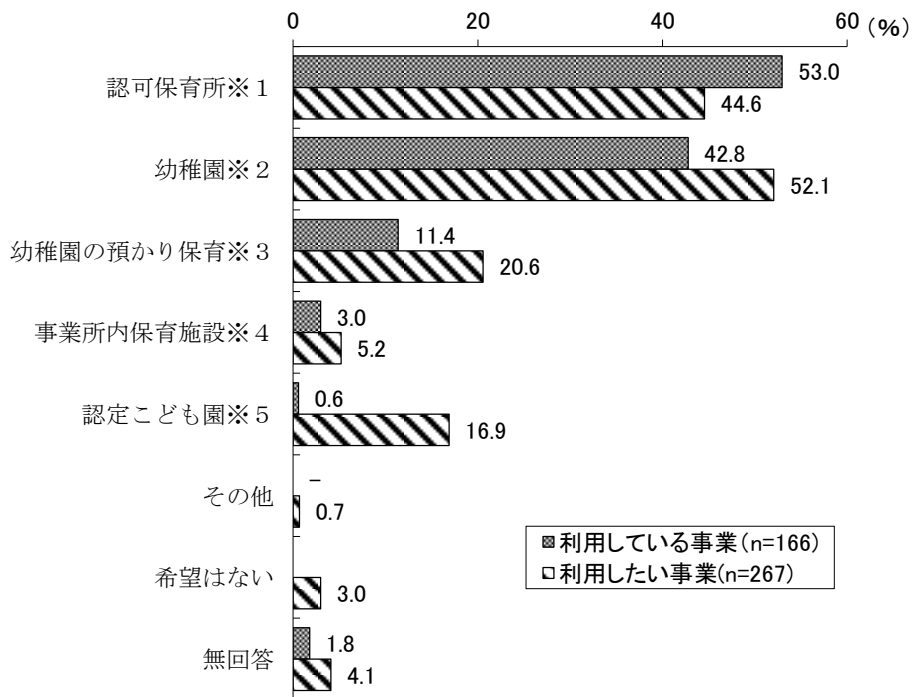
◆平日定期的な幼稚園・保育所などの利用状況



利用している事業としては、「認可保育所」が53.0%で最も多く、「幼稚園」(42.8%)、「幼稚園の預かり保育」(11.4%)が続いています。

利用したい事業としては「幼稚園」が52.1%で最も多く、利用している事業との差では特に「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」で希望が大きくなっています。

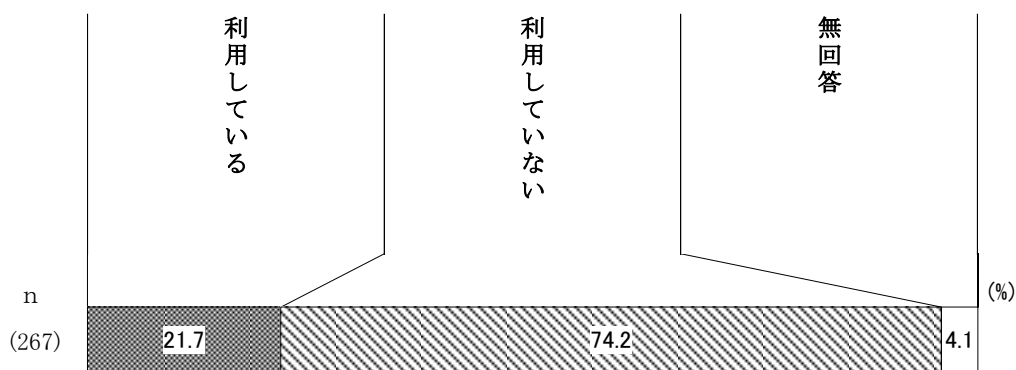
◆ 利用している事業等と利用したい事業



- ※1：国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの
- ※2：通常の就園時間の利用
- ※3：通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ
- ※4：企業が主に従業員用に運営する施設
- ※5：幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設

(4) 地域子育て支援事業の利用状況（就学前児童）

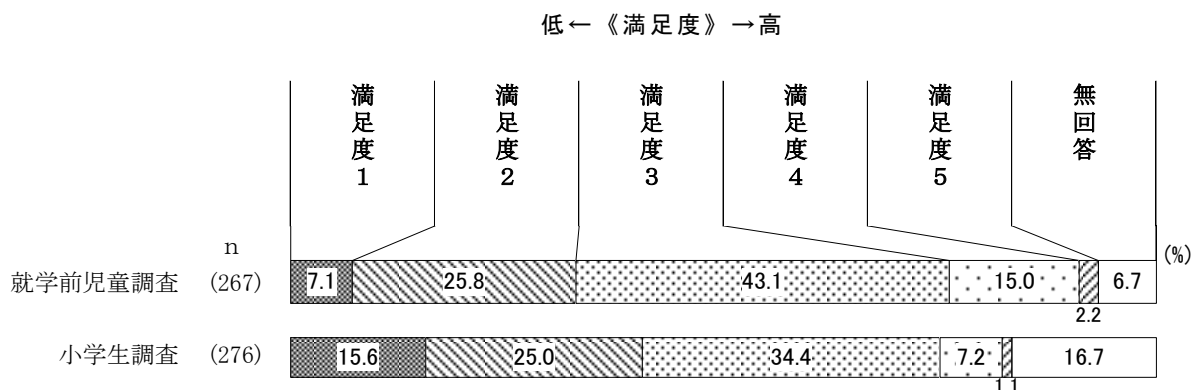
地域子育て支援事業を「利用している」は21.7%、「利用していない」は74.2%となっています。利用している人のうち91.4%が「1週当たり1回以下」の利用となっています。



### (5) 町の子育てのしやすさ

居住地域における子育ての環境や支援に対しては就学前児童、小学生ともに「満足度3」(どちらともいえない)が多くなっています。満足度4～5の《満足度 高》は就学前児童が17.2%に対して、小学生は8.3%と少なくなっています。

◆居住地域における子育ての環境や支援への満足度



### (6) 自由記述

子育ての環境や支援に関して意見を自由に記述してもらったところ、以下のように多岐にわたる意見が寄せられました。

就学前児童調査	137件
・子どもやその家族が安心して遊べる場の確保	23件
・医療・保健・健(検)診、医療福祉費支給制度の充実	20件
・保育所・幼稚園・認定子ども園の増設、充実	13件
・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実	13件
・行政施策、子育てサービス、施設の拡充	13件
・行事・イベント、講座の充実	8件
・子育て全般に対する意見、要望	8件
・就労環境の改善、企業・事業所の理解向上	6件
・情報提供・相談体制の充実	6件
・学校・教育・給食の向上、改善	6件
・病児・病後児保育の実施希望	5件
・地域・交流の機会提供	5件
・住環境の整備	3件
・防犯・交通安全対策	2件
・その他(今回のアンケート調査について等)	6件



小学生調査	105件
・学校・教育・給食の向上、改善	24件
・放課後児童クラブの充実	20件
・安全に子どもが身体を動かしたり集まったりする場の確保	11件
・行政施策、子育てサービス、施設の拡充	11件
・医療・健診、医療福祉費支給制度の充実	8件
・防犯（地域のかかわり）・交通安全対策	6件
・住環境の整備	4件
・子育て全般に対する意見、要望	4件
・保育所・幼稚園の増設、充実	3件
・情報提供・相談体制の充実	3件
・地域・交流の機会提供	2件
・病児・病後児保育の実施希望	2件
・行事・講座の充実	2件
・その他（今回のアンケート調査について等）	5件



## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本方針

**安心して子どもを産み  
健やかに子育てできる  
環境づくり**

町ではこれまでも、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、家庭や地域で人と人が共に支えあい喜びながら、子どもを健やかに産み育てることのできる、県一番の子育て環境の良いまちづくりをビジョンに掲げ、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げていきます。

## 2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、町は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

### **視点1 子どもの幸せを第一に考える視点**

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。

### **視点2 すべての子育て家庭を支援する視点**

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援します。

### **視点3 仕事と生活の調和の実現を促す視点**

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

### **視点4 地域社会全体で子育てを支える視点**

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

## **視点5 地域の社会資源を活用する視点**

町には公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする地域の活動団体、また、豊かな自然環境などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。

## **視点6 サービスの量と質を確保する視点**

サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。誰もが使いやすく満足のいくサービスとなるよう、量の確保だけでなく質の向上にも取り組めます。

## **視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点**

地理的な状況、人口・産業構造、社会的資源の状況等は、制約として働くこともあれば、活用すべき資源とみることできます。子ども・子育て支援の充実を図る際にも地域の状況に応じた取り組みとして推進していきます。

## **視点8 次代の担い手づくりという視点**

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

### 3. 基本目標

前述の基本方針と基本的な視点に立って、次の6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域における子育て支援の充実
- 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進
- 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 基本目標 4 安全な子育て環境の整備
- 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進
- 基本目標 6 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

#### 基本目標 1 地域における子育て支援の充実

必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスとその情報提供の充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。

#### 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。



### 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

### 基本目標 4 安全な子育て環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりの取り組みを推進していきます。

### 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や町内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定を促します。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

### 基本目標 6 要保護児童への対応等、 きめ細かな取り組みの推進

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、障害児に対する福祉サービスなどと連携を強化していきます。また、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

## 4. 施策の体系

計画における基本目標、主要課題を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域における子育て支援の充実	(1)相談と情報提供の充実	必要な情報がきちんと得られるよう、子育て相談と情報提供の充実に努めます。
	(2)子育て支援ネットワーク・交流の場づくり	身近なところに、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。
2 親と子の健康の確保と増進	(1)子どもや母親の保健事業の充実	相談、健診、訪問など、母子保健における事業の充実に努めます。
	(2)食育の推進	食に関する学習する機会や情報の提供など食育の推進に努めます。
3 子どもの成長に資する教育環境の整備	(1)学校教育環境の充実	地域、家庭及び学校が相互に協力をしながら教育環境の整備を推進します。
	(2)体験・交流活動の推進	地域ぐるみの体制をつくり、子どもの健全育成のための体験学習を促進します。
	(3)家庭・地域の教育力の向上	家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。
4 安全な子育て環境の整備	(1)子どもや子育て家庭に対する生活環境の整備	道路・施設等の整備、防犯対策に努めます。
	(2)子どもの遊び場の確保	公園等の子どもの活動の場の提供とその情報提供に努めます。
5 仕事と生活の調和の促進	(1)仕事と生活の調和の促進	子育てをしながら働く労働者への配慮などの情報を提供していきます。
6 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	(1)ひとり親家庭への支援	各種経済的支援や各種支援事業の情報提供を行います。
	(2)障害児等への支援	早期発見に努め、療育、教育における適切な支援を行います。
	(3)児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止に努めるとともに、要保護児童等の早期発見や適切な保護を行います。

## 5. 子ども・子育て支援新制度への対応

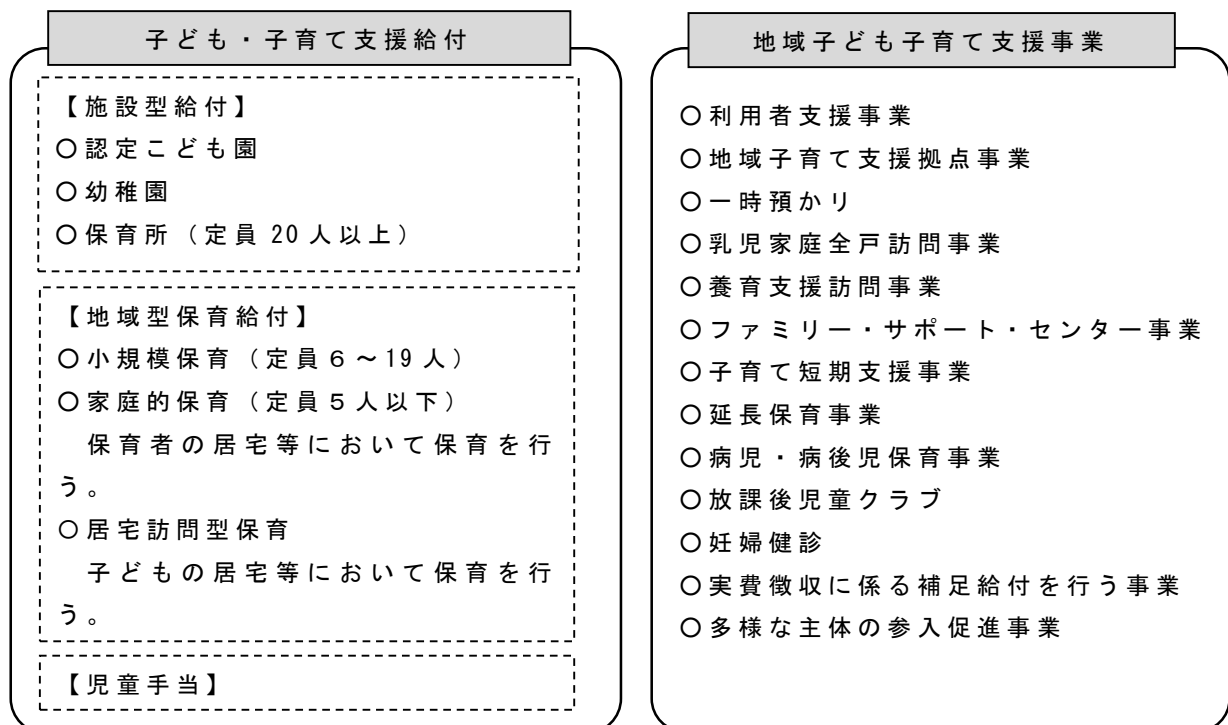
### (1) 新制度の概要

子ども・子育て支援法に基づく新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなります。給付に関しては、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する地域型保育事業への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られています。

認定区分と利用可能施設

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3-5歳	3-5歳		0-2歳
		保育の必要性なし	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			教育ニーズあり	教育ニーズなし	
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	地域型保育施設				○

子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



## (2) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援新制度においては、5年の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、これを踏まえた上で、事業の供給量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めることとされています。

また、国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各市町村において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。

提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

町では、これまでの教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量にかかわる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、町全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、町全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、町全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、特定のエリアに施設整備が偏在することのないよう、各地域の特性や課題に応じた柔軟な対応をしていくこととします。

## 第4章 見込み量と確保策



## 第4章 見込み量と確保策

### 1. 教育・保育の見込み量と確保策

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3-5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	3-5歳	共働き等で学校教育 の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	3-5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	0-2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育 所・地域型保育施設

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保策及びその実施時期を以下のとおり定めます。

- （1）1号認定 【3-5歳教育標準時間認定：認定こども園・幼稚園】  
3-5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

#### ■見込み量と確保策

	平成25 年実績	平成27 年実績	平成28 年実績	平成29 年実績	平成30 年推計	平成31 年推計
①見込み量 （必要利用定員総数）	193	137	144	126	113	102
②確保策	320	180	165	150	160	160
教育・保育施設	320	180	165	150	160	160
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
③過不足（②-①）	127	43	21	24	47	58

（注1）1号認定者の見込み量は国指針に基づき3-5歳人口から2号認定者数を除いた数としている。

(2) 2号認定【3-5歳保育認定：認定こども園・幼稚園・保育施設】

3-5歳で保育の必要性がある認定区分です。保育の必要性はあるが幼児期の学校教育の利用希望が強いものと、それ以外の保育所の利用希望が強いものとに分けて定めます。

■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年実績	平成 28 年実績	平成 29 年実績	平成 30 年実績	平成 31 年実績
①見込み量 (必要利用定員総数)	145	135	117	104	94	85
学校教育利用想定	-	8	6	8	8	8
保育所利用想定	145	127	111	96	86	77
②確保策	145	159	137	141	141	141
教育施設	-	30	16	20	20	20
保育施設	145	129	121	121	121	121
③過不足(②-①)	0	24	20	37	47	56

(3) 3号認定【0-2歳保育認定：認定こども園・保育施設・地域型保育施設】

0-2歳で保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1-2歳児に分けて定めます。

① 0歳児

■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年実績	平成 28 年実績	平成 29 年実績	平成 30 年実績	平成 31 年実績
①見込み量 (必要利用定員総数)	7	12	15	18	20	22
学校教育利用想定	0	0	0	0	0	0
保育所利用想定	7	12	15	18	20	22
②確保策	7	18	18	18	22	22
教育施設	0	0	0	0	0	0
保育施設	7	13	13	13	16	16
地域型保育事業	0	5	5	5	6	6
③過不足(②-①)	0	6	3	0	2	0



## ② 1-2 歳児

## ■ 見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年実績	平成 28 年実績	平成 29 年実績	平成 30 年実績	平成 31 年実績
①見込み量 (必要利用定員総数)	51	52	50	52	52	52
学校教育利用想定	0	0	3	4	4	4
保育所利用想定	51	52	47	48	48	48
②確保策	51	84	74	80	76	76
教育施設	0	6	4	10	10	10
保育施設	51	68	56	56	53	53
地域型保育事業	0	10	14	14	13	13
③過不足(②-①)	0	32	24	28	24	24

## (4) 教育・保育の確保策の今後の方向性

教育・保育については、現状の供給量でニーズへの対応が可能となっています。

新しい制度が定着することにより更なるニーズの変化も予想されるため、中間年である平成29年度を目途に、町内の需要動向を踏まえながら必要に応じて確保策を見直していきます。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の 見込み量と確保策

### (1) 利用者支援

子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、およびその他の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談対応等の支援を行う事業です。

#### ■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
①見込み量		—	—	—	—	—
②確保策(実施個所数)		1	1	1	1	1
③過不足(②-①)		—	—	—	—	—

当面、町内の地域子育て支援拠点1か所で実施してまいります。今後は需要に合わせて増設を検討します。

### (2) 地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター・子育て広場】

公共施設や保育園等の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談等を提供する事業です。

#### ■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
①見込み量(人回/月)	—	95	89	87	87	87
②確保策(人回/月)	—	100	100	100	100	100
③実施個所数	1	1	1	1	1	1

町では、子育て支援センター1か所(文間保育所)で地域子育て支援拠点事業を実施しています。

### (3) 妊婦健診

母子保健法の規定に基づき、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。

#### ■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
①見込み量(延人数)	117	120	120	120	120	120
②確保策(延人数)	117	120	120	120	120	120
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

妊婦に対する健康診査を14回実施しています。今後もすべての妊婦に対し現行通り実施します。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

#### ■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
①見込み量(人)	70	72	70	69	67	65
②確保策(人)	70	70	70	70	70	70
③過不足(②-①)	0	-2	0	1	3	5

すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目指します。

### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

#### ■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
①見込み量(人)	39	34	31	29	29	28
②確保策(人)	39	40	40	40	40	40
③過不足(②-①)	0	6	9	11	11	12

(注) 見込み量は 0-5 歳人口の約 6.5% で設定

町では「親子発達相談」として月 8 回、発達・育児支援全般に対応した個別相談を実施しています。

今後も必要と認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

### (6) 子育て短期支援事業【ショートステイ】

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力等により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

#### ■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
①見込み量(人)	—	18	16	15	15	14
②確保策(人)	0	12	12	12	12	12
③過不足(②-①)	—	-6	-4	-3	-3	-2

必要に応じて茨城県児童相談所や婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）等の施設を活用する形で対応します。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）とが、様々な育児の手助けを行う相互援助活動事業です。

### ■ 見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
①見込み量(人日/週)	—	—	—	—	—	—
②確保策(人日/週)	—	—	—	—	—	—
③過不足(②-①)	—	—	—	—	—	—

現在町ではファミリー・サポート・センター事業は実施しておりませんが、類似事業としては「まごころサービス」(社会福祉協議会)として放課後の送迎等を実施しています。

## (8) 一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

幼稚園在園児を対象としたものとそれ以外とのものがあります。

### ① 幼稚園における預かり保育

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

### ■ 見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年実績	平成 28 年実績	平成 29 年実績	平成 30 年実績	平成 31 年実績
①見込み量(人日)	—	1,565	2,596	2,259	2,033	1,830
②確保策(人日)	—	1,600	2,600	2,600	2,600	2,600
③過不足(②-①)	—	35	4	341	567	770

在園児を対象とした預かり保育は、町内の認定こども園2園で休日や長期休暇中を中心に実施されています。今後も引き続き実施します。

② 幼稚園在園児以外の預かり保育

【一時保育】

保護者が子どもを保育できないときに、保育所で一時的に子どもを預かる事業です。

■ 見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年実績	平成 28 年実績	平成 29 年実績	平成 30 年実績	平成 31 年実績
①見込み量(人日)	520	512	766	682	614	553
②確保策(人日)	520	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
③過不足(②-①)	0	488	234	318	386	447

(注) 見込み量、確保策には子育てサポーター事業の実績を含んでいない。

町では現在、町内3保育所で行っています。今後も需要動向を注視しつつ実施します。

(9) 延長保育事業

保育所の通常保育時間を超えて保育が必要な世帯に延長保育を実施する事業です。

■ 見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年実績	平成 28 年実績	平成 29 年実績	平成 30 年実績	平成 31 年実績
①見込み量(人)	3,637	2,381	2,077	1,973	1,874	1,780
②確保策(人)	3,637	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
③過不足(②-①)	0	1,619	1,923	2,027	2,126	2,220

(注) 見込み量、確保策は実績から設定。

町内保育所3園すべてで実施されています。今後も引き続き町内すべての保育所で実施します。

## (10) 病児・病後児保育事業

保育所や幼稚園等に通園している子どもが、病気や病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専門スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。

## ■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年実績	平成 28 年実績	平成 29 年実績	平成 30 年実績	平成 31 年実績
①見込み量(人日)	—	0	4	52	78	117
②確保策(人日)	0	0	100	600	600	600
③過不足(②-①)	—	0	96	548	522	483

病児・病後児保育は、実施している施設を利用できるよう検討します。

## (11) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

## ■見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
①見込み量 (必要利用定員総数)	124	117	117	116	106	98
低学年	106	99	99	98	88	80
高学年	18	18	18	18	18	18
②確保策	124	120	120	120	120	120
③過不足(②-①)	0	3	3	4	14	22

(注) 見込み量、確保策は実績から設定。

現在町内3小学校すべてで実施しています。ニーズの増加や多様化に対応できるよう整備していきます。また、放課後子ども教室との一体的な運営方法について整理・検討します。

## (12) 放課後子ども教室

放課後における町内の小学生の居場所づくりとして、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域の方々との交流活動等を通じて、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれることを目的とした事業です。

### ■ 見込み量と確保策

	平成 25 年実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
①見込み量 (必要利用定員総数)	16	16	16	16	16	16
②確保策	20	20	20	20	20	20
③過不足(②-①)	4	4	4	4	4	4

現在、文小学校で開校日（金曜日を除く。）の放課後に実施しています。対象としては、町内小学校1年生から6年生までの児童となります。また、放課後児童クラブとも連携しながら、児童の健全育成を図ります。

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国・県の検討状況を踏まえて事業の実施について検討していきます。

# 3. 地域の教育・保育サービスの充実に向けて

教育・保育サービスの充実にあたっては、単に幼稚園や保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、子どもの育ちを支える教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた提供体制の整備が求められています。

子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図るとともに、教育・保育施設等への多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。また、老朽化や安全面から改修が必要とされる施設について、計画的に整備していきます。



## 第5章 関連施策の展開



## 第5章 関連施策の展開

次世代育成支援行動計画を継承した町内の子育て関連施策について取り組みの方向を記載します。

### 基本目標

# 1

## 地域における子育て支援の充実

### 課題1 相談と情報提供の充実

地域で提供される教育・保育サービスを利用していくにあたっては、相談や情報提供を受けられることが大前提となります。サービスの質と量、使い勝手を向上させていくとともに、必要なときに必要なサービスを的確に選ぶことができるよう、十分な情報提供をしていくことが求められています。

#### 【施策の方向】

多様な子育て相談の充実に努めます。また、必要な人が必要なときに情報が得られるよう、広報紙やインターネットなどを活用した、地域の子育て支援サービスの提供体制を充実します。

施策・事業	取組の内容	担当課
子育て相談（保育所）事業	身近なところで子育て相談や子育ての情報を提供できるよう、保育所において子育ての相談や情報の提供をします。	子育て支援課
保育所地域活動事業	保育所の開放、退所した児童や地域の児童との共同活動等を行い、地域の子育てを支援します。	子育て支援課
子育て支援センター事業	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル育成支援などを行います。	子育て支援課

施策・事業	取組の内容	担当課
育児相談	子育て、発育観察及び保健相談を実施します。母親同士の交流の場としても活用します。	保健福祉センター
教育相談	教育相談委員が子育て、不登校等教育に関する子供・親の相談窓口となり、子育て、不登校及び教育に関するすべての相談に対応します。	教育委員会 学校教育課
6・7ヶ月児相談	6・7ヶ月の乳児を対象とした離乳食指導と育児相談を行います。	保健福祉センター
子育て情報提供の充実	広報・ホームページ・携帯電話への情報メール配信等を含めた様々な媒体を利用した子育て情報を行います。	各課

## 課題2 子育て支援ネットワーク・交流の場づくり

子どもの数の減少や一人っ子家庭の増加など、現代社会は子育て家庭の孤立を招きやすい環境となっています。地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、すべての子育て家庭が利用しやすい集いの場を整備していくことが求められています。

### 【施策の方向】

身近なところに、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。

施策・事業	取組の内容	担当課
わいわいサロン事業	子育ての相談及び情報交換の場としてわいわいサロンを実施します。	保健福祉センター
子育てサロン事業	子育て支援センターにおいて、子育ての相談及び情報交換の場として子育てサロンを実施しています。	子育て支援課 (子育て支援センター)
子育てサポーター派遣事業	社会福祉協議会において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人たちが会員になり、相互に援助しあう会員組織の事業を行っています。	福祉課 子育て支援課

## 基本目標

## 2

## 親と子の健康の確保と増進

## 課題1 子どもや母親の保健事業の充実

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができるよう相談体制、健診等の事業の充実を図るとともに、支援体制づくりに努め、子どもと母親の健康の確保を行うことが求められています。

## 【施策の方向】

子育ての悩みや不安を解消して、健やかに子育てが行えるよう育児に対しての必要な相談ができる体制を整備し、また、乳幼児健康診査、新生児訪問など母子保健における事業の充実に努めます。

関係自治体や医療機関との連携により小児医療の充実に努めます。

施策・事業	取組の内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態などを記録できる母子健康手帳を交付します。	保健福祉センター
妊婦健康診査	妊婦を対象として、医療機関における健康診査を実施します。	保健福祉センター
マタニティスクール	妊娠・出産などについて知識を学習してもらう機会を提供します。	保健福祉センター
妊産婦相談	妊産婦の悩みや不安などに対し、面接や電話による相談対応を行います。	保健福祉センター
妊産婦訪問相談	妊産婦の悩みや不安などに対し、家庭訪問による相談対応を行います。主に新生児訪問と同時に実施しています。	保健福祉センター
新生児訪問相談	新生児及び乳児のいる家族を対象として保健指導を行います。	保健福祉センター
乳児健康診査	乳児を対象として、医療機関における健康診査を実施します。	保健福祉センター

施策・事業	取組の内容	担当課
親子遊び教室	1歳6ヶ月児から2歳児を対象に親子での遊びを通して子どもの成長と発達を支援します。	保健福祉センター
親子発達支援相談	子どもの発達を促すための療育指導を行います。	保健福祉センター
乳幼児健康診査	3・4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳の乳児を対象として集団健康診査を実施します。	保健福祉センター
医療費の助成	未熟児養育医療や不妊治療費助成などの経済的負担の軽減を図ります。 小児医療福祉制度（茨城県）や就学児医療福祉制度（利根町）により、0歳児から中学3年生まで医療費の助成を行ないます。	保健福祉センター 保険年金課

## 課題2 食育の推進

食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加・過度の痩身等、様々な問題がある中で、乳幼児期から、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族づくりによる心身の育成を図ることが求められています。

### 【施策の方向】

母子保健や教育分野を始めとする様々な分野で連携して、発達段階における食に関する学習する機会や情報の提供など食育の推進に努めます。

施策・事業	取組の内容	担当課
離乳食指導	離乳食の進め方に関する指導を行います。	保健福祉センター
乳幼児栄養相談	乳幼児の食事に関する悩みや困りごとに対する相談を行います。	保健福祉センター
食育教室	乳幼児期の望ましい食習慣に関する知識の普及を行います。	保健福祉センター
食育の推進	学校と家庭と地域が連携し、望ましい食生活を推進し食生活の充実を図ります。	教育委員会 学校教育課

## 基本目標

## 3

## 子どもの成長に資する教育環境の整備

## 課題1 学校教育環境の充実

学校教育は、児童生徒の成長・発達に深く関わり、豊かな人間性を育む場として重要な役割を果たしています。次代の社会を担う人材の基礎を育てるためにも、幼児から少年期にかけての教育環境を向上させていくことが求められています。また、幼児期の保育・教育から小学校へとスムーズに移行できるよう、保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校との連携強化が求められています。

## 【施策の方向】

教育振興計画に基づき、地域、家庭及び学校が相互に協力をしながら教育環境の整備を推進します。また、幼児期の保育・教育から小学校への円滑な移行のための連携を推進します。

施策・事業	取組の内容	担当課
個に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習、少人数指導、TTの積極的な取り入れなどにより、個人に応じた指導を充実します。	教育委員会 学校教育課
英語指導助手（ALT）の活用	町立中学校の英語科指導と小学校、英語活動助手として、英語指導助手（ALT）を派遣します。	教育委員会 学校教育課
外部人材の活用	町立小中学校での外部人材の積極的な活用、教育ボランティア等の活用により、地域と連携協力し特色ある教育活動を進めます。	教育委員会 学校教育課
開かれた学校づくり	学校評議員を設置し地域社会に開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会 学校教育課
保育所、幼稚園と小学校の連携	幼保小の相互の参観や交流などを行い、小学校への円滑な移行のため連携を推進します。	教育委員会 学校教育課

## 課題2 体験・交流活動の推進

学校が地域の拠点として、こころのよりどころとして役割を発揮するとともに、子どもたちがボランティア活動やスポーツ活動などの多様な体験活動、交流などを通じて、豊かなこころと健康な身体を育ていけるように取り組むことが求められています。

### 【施策の方向】

児童生徒の教育における地域、家庭及び学校の一層の連携強化を図り、望ましい地域ぐるみの体制をつくり、子どもの健全育成のために体験学習の促進に努めます。

施策・事業	取組の内容	担当課
スポーツ少年団事業	スポーツを通じて、健全な心身を培いグループ活動の意義を身につけることを目的として事業を推進します。	教育委員会 生涯学習課
わくわく体験教室	自主性、協調性を持った子どもを育てることを目的に自然体験活動の場を提供します。	教育委員会 生涯学習課
多様な体験活動の機会の充実	小学校における異年齢集団活動、自然体験活動などにおいて、縦割り集団活動を位置づけ各小学校での計画のもと、子どもの情操を養います。	教育委員会 学校教育課
多様な体験活動の機会の充実	職場見学や職場体験などの社会体験活動を推進します。	教育委員会 学校教育課
地域交流推進事業の実施	地域の人材や素材などの授業への活用を行い、特色ある教育活動と地域との交流を推進します。	教育委員会 学校教育課



### 課題3 家庭・地域の教育の力の向上

核家族化、少子化及び近隣の繋がり希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、社会教育施設や乳幼児健診など親の集まるあらゆる機会を通じて、子どもの発達段階における家庭教育に関する学習機会や情報提供を行うことが求められています。

#### 【施策の方向】

地域の教育資源の活用による体験活動、世代間交流の推進及び学校施設の開放などに努めると共に、子育て中の親が社会的なマナー、自制心、自立心などの育成について気軽に相談できる体制の整備などを推進します。

施策・事業	取組の内容	担当課
教育相談体制の充実	子育てや不登校などの教育に関する相談に対し、教育相談員が電話や来所による定期的な個別面接相談に応じます。	教育委員会 学校教育課
心の相談員の充実	生徒の相談役として心の相談員を中学校に配置し、学校生活適応への生徒支援を図ります。	教育委員会 学校教育課
異世代交流事業の充実	乳幼児と高齢者の交流活動を行います。	福祉課 子育て支援課
家庭教育に関する学習機会の充実	公民館等において、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会などを開催します。	教育委員会 生涯学習課
親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できるスポーツなど、各種体験活動を推進し、世代を超えたふれあいの場を提供します。	教育委員会 生涯学習課
子どもの読書活動推進事業	読み聞かせや講演会を通し、読書の楽しさを伝えます。	教育委員会 生涯学習課 (図書館)

基本目標

4

安全な子育て環境の整備

課題1 子どもや子育て家庭に対する生活環境の整備

子どもや子育てをしている家庭の生活の場となる学校、幼稚園、保育所、道路及び公園など生活に関わるすべてのものが子どもの成長を育んでいます。健やかに育つことができる社会・生活環境の整備を進めることが求められています。

【施策の方向】

子どもと親が連れ立って安心して生活をしていけるよう、道路・施設等の整備、防犯対策に努めます。また、生活の場となる保育所等の施設の環境整備に努めます。

施策・事業	取組の内容	担当課
教育・保育施設の整備	老朽化や安全面から改修が必要とされる施設について、計画的な整備を支援していきます。	子育て支援課
青少年相談事業の充実	青少年相談員と関係機関が連携を取り子どもの犯罪を防止します。	教育委員会 生涯学習課
社会を明るくする運動の推進	毎年7月を強化月間として、講演会への参加や集会などを実施します。	福祉課
地域生活道路の維持	子どもの安全を確保するため、道路や歩道、通学路などを整備・維持していきます。	都市建設課
通学路の安全の確保	P T Aと協力し、学期毎に通学路の点検を行い、必要な改善を行います。	教育委員会 学校教育課
防犯灯の整備	地域の防犯灯の整備及び管理料の補助を行います。	総務課
関係機関との連携による防犯活動の実施	警察、幼稚園、保育所、学校、地域組織など関係機関との協力体制による防犯活動に取り組みます。	総務課 教育委員会 学校教育課 地域組織

## 課題2 子どもの遊び場の確保

本町には、都市公園が31箇所（延べ面積205,918平方メートル）その他の公園が4箇所（21,360平方メートル）あります。また、町内の地区集会所などに児童遊具が10箇所設置されています。これらの施設が十分に活用されるよう、施設の整備に努めるとともに、子どもたちに関わるすべてが育ちの場所として役割も大きいので、活動の場づくりが必要です。

### 【施策の方向】

子どもたちの育ちを支える空間は、公園、施設や建物だけでなく、いろいろな多くの人とのかかわりの中で学んでいくことにより、育っていくものでありますので活動の場及び情報の提供に努めます。

施策・事業	取組の内容	担当課
公園の管理	公園の維持管理を行い子どもの遊び場を提供していきます。	都市建設課
児童遊具の適正な管理	危険な遊具を撤去するなど子どもの安全な遊び場を確保します。	子育て支援課

基本目標

5

仕事と生活の調和の促進

女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育て、地域活動などをバランスよく両立させることができる社会が求められています。

改正雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法律や制度の整備・充実は進んでいますが、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰や子どもが病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は残っています。

企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものとなるよう、国や県に対して職場環境改善策を要望していく必要があります。

【施策の方向】

育児休業法の周知、子育てをしながら働く労働者への配慮などの情報を提供していきます。町役場においても、子どもをもつ職員が働きやすい環境を整備していきます。

施策・事業	取組の内容	担当課
育児休業法の啓発	子育て期間中の父母の働き方の見直しなどについて、法律や制度に合わせ啓発を行います。	総務課 子育て支援課
子育てにおける男女共同参画の推進	子育て支援情報の一元化、親子にやさしい公共施設の整備、母子保健各事業、生涯学習等の各事業などへの取組を推進します。	関係各課

## 基本目標

## 6

## 要保護児童への対応等、 きめ細かな取り組みの推進

### 課題1 ひとり親家庭への支援

離婚の増加などによりひとり親家庭は年々増加しています。母子及び寡婦福祉法などの規定を踏まえて、自立支援などに向けた取り組みやひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策の情報の提供を推進することが求められます。

#### 【施策の方向】

各種経済的支援や関係機関等の行っている各種支援事業の情報提供を行います。

施策・事業	取組の内容	担当課
経済的支援の実施	児童扶養手当、母子・父子家庭医療福祉費の支給、母子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て支援課 保険年金課
親子ふれあい事業	ひとり親家庭の親子や親同士子ども同士の交流のための事業を行います。	子育て支援課

## 課題2 障害児等への支援

障害のある乳幼児、児童に対する、早期からの適切な療育支援は、自らの可能性を高め、社会的に自立していくために特に大切です。

また近年は、障害の有無にかかわらず、保育園・認定こども園・幼稚園・学校等で、集団行動に課題がある、子ども同士のトラブルを起こしやすい等の特別な支援を必要とする子どもが増えています。

今後も障害の早期発見に努めると共に、適切な指導・助言を行い、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減に努めることが必要です。

### 【施策の方向】

障害の早期発見に努めるとともに、必要に応じて専門機関での療育など障害児の健全な発達を支援します。併せて親の理解が深まるよう相談や指導の充実を図ります。また、学習障害等の教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切な教育的支援に努めます。

施策・事業	取組の内容	担当課
障害児保育	集団保育等を通じて、個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。	福祉課 子育て支援課
特別支援教育の充実	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対し、適正な就学指導を図ります。	教育委員会 学校教育課
各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅心身障害児福祉手当を支給します。	福祉課
重度心身障害者医療福祉費の支給	重度障害者家庭の児童に対し医療の支援を行います。	保険年金課
短期入所事業	障害者総合支援法に基づき障害児の短期入所事業を実施します。	福祉課

### 課題3 児童虐待防止対策の充実

子ども虐待等対策地域協議会に係る代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三体制により、要保護児童に対し児童相談所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、医師会及び関係機関との連携と情報交換等により、発生予防から早期発見・早期対応に努めています。

今後は、夜間や休日などを含め、児童虐待の通告の受理から対応までの業務に関する役割分担などを調整する必要があります。

#### 【施策の方向】

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法の規定による要保護児童対策地域協議会を推進します。また、育児相談、教育相談及び発達相談などあらゆる相談を通じて児童虐待防止に努めます。

施策・事業	取組の内容	担当課
子ども虐待等対策地域協議会	関係各課、機関との連携により児童虐待の早期発見、虐待の予防に努めるとともに啓発活動を実施します。	子育て支援課
各種関連事業の連携強化	育児相談、教育相談及び発達相談、母子健康診査、訪問指導などを通じて、児童虐待の予防、早期発見と関係機関との連携による支援を行います。	福祉課 子育て支援課 保健福祉センター 教育委員会 学校教育課 児童福祉施設
主任児童委員、民生委員児童委員の活用	民生委員児童委員により児童虐待の情報を得ることにより虐待の早期発見に努めます。	福祉課 子育て支援課





## 第6章 計画の推進



## 第6章 計画の推進

### 1. 推進体制の充実

#### (1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、医療費助成や健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

#### (2) 関係機関や町民との協力

本計画の推進のためには、町役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する団体及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

#### (3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位により良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「利根町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

利根町子ども・子育て支援事業計画  
平成 27 年 3 月

発行：茨城県利根町

編集：利根町子育て支援課（福祉課）

〒300-1696

茨城県北相馬郡利根町大字布川 841 番地 1

T E L 0297-68-2211（代表）

F A X 0297-68-6910

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/>